

平成 31年 3月 5 日

関係各位

アイ・ティー・エックス株式会社

総務省による弊社代理店に対する是正命令等について

本日、弊社は総務省から携帯電話不正利用防止法に基づく是正命令等を受けました。携帯電話の契約の締結に際し、平成28年1月から平成29年2月までの間に、契約者の本人確認を法に規定する方法で行わなかったものによるものです。

弊社は、今回の是正命令内容を真摯に受け止め、再発防止に向けた社内教育・研修及び管理・監督強化を行い、法令遵守とコンプライアンスの徹底に努めてまいります。

本件により、関係者の皆様にご迷惑をおかけしましたことを深くお詫び申し上げます。

以上